

三重県山岳遭難防止対策連絡協議会事務局規定

(趣旨)

第1条 本規定は、三重県山岳遭難防止対策連絡協議会規約第11条第2項に基づき、三重県山岳遭難防止対策連絡協議会事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 事務局の任務は、三重県山岳遭難防止対策連絡協議会（以下「本会」という）の事務を処理する。

(事務局)

第3条 事務局は、三重県地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課におく。

(職員)

第4条 事務局に、次の職員をおく

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局員 若干名

2 事務局長は、三重県地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課班長をもって充てる。

3 事務局員は、事務局長が任命する。

4 事務局長及び事務局員は、本会の委員と兼ねることができる。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、事務局員を指揮監督する。

2 事務局員は、事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。

(専決)

第6条 事務局長は、会長の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを専決することができる。

(1) 通知、依頼、照会、回答等で簡易またはほぼ定例的なもの。

(2) その他、本会の運営等に必要と認める事項。

付則 この規定は、平成21年7月25日より施行する。

この規定は、平成24年5月28日より施行する。

この規定は、平成25年5月13日より施行する。

この規定は、平成29年4月27日より施行する。

この規定は、平成30年5月31日より施行する。

この規定は、令和4年5月17日より施行する。

この規定は、令和5年5月16日より施行する。